



周公と王莽：王莽期における周公居攝践?の解釈

著者	間嶋 潤一
雑誌名	中国文化：研究と教育
巻	63
ページ	1-14
発行年	2005-06-25
URL	http://doi.org/10.15068/00150585

周公と王莽

——王莽期における周公居撰踐阼の解釈——

間嶋潤一

序

周王朝創設後まもなく武王が崩御し、後嗣の成王に代わって周公が政治を執行した。周公のこの執政はどのようなものであったのかとの議論がはじまったのは、戦国期においてである。戦国期は『書』『尚書』が次第に形成されてゆく過程であるとともに、周の建国を記す「五誥」などの諸篇の内容が問われた時期でもあった。周はどのように王朝をひらき、その権力基盤を確立していったのかが考えられたのである。このようななかでも、周公の執政は一つの大きな問題であった。

さて戦国期の人々が示したこの執政問題に対する見解は『尸子』『逸周書』『韓非子』などに見える。それらは基本的に一致しており、周公居撰踐阼説（以下、居撰踐阼説という）とよばれる。その説は、「五誥」などの諸篇にあった

成王を指す「孺子」が幼少を意味していたこと、またそれらの諸篇において周公のことばのまえに冠せられていた「王若曰」によると、周公は王と称していたといえることさらに「五誥」のなかの「洛誥」一篇の結尾にあった「惟れ周公誕たまいに文・武の受命を保つこと、惟れ七年なり」の「七年」は周公の執政の期間と解しうることなどを根拠として、つぎのよう説明されていた。

成王は幼少であったため、武王を嗣ぐ天子として即位できず太子の地位のままであった。周公は文王の子・武王の弟にして成王の叔父という立場にもとづいて、成王の居撰（撰に居る）——撰政に就任すると同時に、踐阼（阼を踐む）——天子に即位して王と称した。居撰踐阼すること七年にして、周公は政治を成王に返した、と。

以上において確認しておくべきは居撰の「撰」の意味である。それは助ける、代わるという意味をあわせもつ。つ

まり居摂踐阼説における周公の摂政は、幼少の成王を助け、本来は成王が即位しておこなうべきであった王の政治を代行するということであった。したがって成王が即位して親政できる年齢に達すると、周公は踐阼から退き、それまでおこなっていた政治を成王に返さなければならなかったのである。

こうした居摂踐阼説は、前漢初にそのまま継承される。韓嬰『韓詩外伝』や、『礼記』の「文王世子」「明堂位」などにそれが確認できる。また前漢初は先秦以来の『書』が『尚書』として編纂されたときである。居摂踐阼説は当然『尚書』解釈として展開することになる。最初の『尚書』解釈の著述といえる、伏生とその門人の欧陽生・張生になる『尚書大伝』は「孺子」を「襦袴」にある年齢に特定して、居摂踐阼説を強く主張しているのである。周公の居摂踐阼は武王崩御のときの成王が幼ければ幼いほど合理化できると考えたからである。ただこれにしたがうと、周公が政治を返す七年後の成王は十歳にも満たない年齢である。これは成王の親政は可能であるのか、が問われることになる。しかし周公の七年の執政期間は史実であった。成王がそのような年齢であっても元服して親政した、と『尚書大伝』は考えているのである。そして『尚書大伝』のこの解釈が

以後の居摂踐阼説の定説となる。

『尚書大伝』は一方において、居摂踐阼説とは異なる周公の執政に関する見解も示している。いわゆる周公摂政説（以下、摂政説という）である。この説は周公の踐阼を否定して成王の即位を前提とするものであるが、「摂」の意味は居摂踐阼説におけるそれと同意である。すなわち成王は幼少であったが十分に即位しうる年齢に達しており、周公は天子成王を補佐するために仮に王と称して政治にあたったというのが、『尚書大伝』の摂政説である。

この摂政説が周公の執政についての説として、前漢期を通じて次第に有力なものとなってゆく。前漢の皇帝集権が強化されるにつれ、一時的であろうとも臣下であるはずの周公が踐阼することなどは許される事態ではないと認識されたからである。

しかし居摂踐阼説がこれによって退けられたわけではない。前漢の皇帝集権が確立した武帝のころにおいても、それは摂政説とともに実際にはおこなわれている。当時の『尚書』解釈を背後にもつ、司馬遷『史記』の「周公本紀」「魯周公世家」などにある周公の執政にかかわる記述には両説の混在が確認できるのである。

さて前漢末の王莽は自らを周公に比擬することによって

前漢王朝を篡奪した。そのための手段として利用したのが、居撰踐阼説である。王莽はそれによって皇帝即位への道をひらこうとしたのである。

小稿は王莽の前漢篡奪にかかわって、居撰踐阼説がどのようにとりあげられ解釈されていったのかを具体的に検討することを目的とする。これは従来、ほとんど論じられていない問題である。

一 周公に比擬する王莽

王莽は前漢第十代皇帝元帝の王皇后（以下、元后とよぶ）の庶母弟王曼の次子であった。元帝が崩御し、元后の子の成帝が即位すると、皇太后元后の兄弟は外戚として勢力をもちはじめ、王莽も伯父王鳳の推薦によって黄門郎となり、以後その地位を次第に高め、威を振るうようになる。元寿二年（前一）、元帝の子の定陶恭王康の子であった第十二代皇帝哀帝が崩御した。元后は臨朝して、王莽を大司馬に任じ、このとき九歳であった、元帝の庶孫の中山王箕子を即位させる。これが平帝である。ここに王莽の独裁的な政治が始まるのであるが、それはまた王莽が自らを周公に比擬してその故事を再現する幕開けでもあった。

翌年の元始元年（後一）の正月、王莽はあらかじめ益州

塞外の蛮夷に越裳氏と称して献上させていた白雉を宗廟に供えた。これは、周公が成王の摂政にあたって太平を招来したとき、辺境の交趾郡の南方にあった越裳氏が中国に来て白雉を献上したという故事の再現である。つまり、王莽は幼帝平帝を補佐する自らの地位を周公に比擬したのである。はたして元后は、その白雉を周公が成王を補佐したことの象徴と考え、王莽に平帝を輔翼して太平を実現するよう期するとともに、安漢公の称号をあたえる詔をくだす。安漢公は漢を安泰にしたとの王莽の功績を意味し、周公が国号に因んで周公と称していたことにもとづく称号であった。

元始四年（後四）、王莽の娘が平帝の后に立てられ、王莽は外戚となる。このとき元后は、王莽の功績が殷の阿衡の伊尹、周の太宰の周公に匹敵していると考え、安漢公王莽に宰衡の称号を賜る。こうして王莽の位は、諸侯王の上にあることになった。

元始年間に入つて、王莽は「礼を制し楽を作る」（以下、「制礼作楽」という）をしばしば口にするようになった。摂政周公がすすめた「制礼作楽」に倣う功績を立てようとしたのである。そのために王莽がおこなったのは、官制の改革、礼制の整備であった。元始四年、王莽が南北郊祀を修

立し、明堂・靈台を建造したとき、群臣は元后につきのよ
うに上奏する。周公は摂政の七年間をかけて「制礼作樂」
を完成させたが、安漢公はそれを僅か四年間でなしとげた。
もはや九錫を賜う以外にはない、と。元后はそれを「可」
とし、九錫の法を議論せよとの詔をくだすのである。

翌五年（後五）、王莽は九錫の議については辞退し、今後
も「制礼作樂」に励みたいとする旨の上奏をおこなう。こ
れに対して元后は、つぎのような詔をくだす。宰衡は朕（元
后）を輔けること五年、「制礼作樂」によつて天下は和合し、
麟・鳳・龜・龍などの瑞祥がしきりに現れている。安漢公
はいま、宰衡にして上公である。ここに九錫を加賜する、と。
元后は王莽による「制礼作樂」は完成し、また王莽に課し
ていた太平も実現したというのである。王莽は稽首再拝し
て九錫をうけざるをえなかった。これによつて、王莽は位
人臣を極めることになる。⁽³⁾

二 劉慶の上書と王莽の言上

王莽が九錫をうけたあとすぐさま、漢の宗室の泉陵君劉
慶は、王莽の処遇を提議する。「周の成王、幼少のとき、孺
子と称し、周公、摂に居る。今、帝、春秋に富めば、直し
く安漢公をして天子の事を行うこと、周公の如からしむ」⁽⁴⁾

という上書を元后におこなう。この上書はどのように考え
られるのであろうか。

「周の成王、幼少のとき、孺子と称し、周公、摂に居る」
は摂政説をいう。摂政説は成王の即位を前提とするもので
あるから、いまの平帝の存在とリンクする。すなわち平帝
は「春秋に富む」十四歳であり、成王と同様に幼少の年齢
といえ、それ故に王莽は周公に倣つて摂政に就き天子の職
務を代行すべきであるとの提議が劉慶の上書であつた。

これより以前、王莽はすでに摂政説を念頭において自ら
を平帝の摂政に位置づけており、元后もそれを認めていた。
つまり劉慶の上書はこれに沿つて、王莽の摂政を正式に決
定するよう元后に求めるものといえる。群臣はこの提議に
声を揃え賛同する。また元后も了承したことはいうまでも
ない。

ただし劉慶が漢の宗室であつたことには考慮する必要が
あるかもしれない。すでに宰衡の称号を賜い諸侯王の上位
にあつたうえに、さらに九錫を賜つたことによつて、王莽
は皇帝になりうる威勢を獲得しているのである。劉慶は王
莽が平帝を退けそれを実行するのではないかと恐れた。か
くて摂政にはりつけて王莽を牽制したとも考えられるので
ある。

しかし同じ元始五年の十二月、生来病弱であった平帝は十四歳で夭折する。元帝の系統はここで絶たれる。平帝のこの死について王莽の毒殺説がある。しかしそれは『漢書』には一切記されておらず、王莽の悪辣さをあげつらうためにつくられた可能性が高いと考えられている。

王莽はその月のうちに第九代皇帝宣帝の玄孫二十三人のなかから、最も幼く、僅か二歳であった劉嬰を後嗣として選ぶ。これには劉嬰の人相が最も吉であるという理由をつけていたのであるが、成人しているものを嫌ったというのが実際であつたであろう。というのは王莽は平帝の死を契機として、周公の執政についてのもう一つの説である居撰踐阼説に注目したと考えられるからである。それを示すのが太保の王莽の元后への言上と、この言上をうける元后の詔である。つぎにこのことをあきらかにしよう。

王莽が後嗣選びに入った同じ十二月に、前輝光の謝冀が奇妙な白石の出現を元后に上奏する。武功県の県長の孟通が井戸を浚うと、「上円下方」の白石を得た。それには「丹書——赤い文字で記された「安漢公莽に告ぐ、皇帝と為れ」(告安漢公莽、為皇帝)の八字があつた、と。元后はこれを天下をたぶらかすものとして退ける。

ここで王莽が「事已にかくの如ければ、奈何ともす可く

なくして、之れを阻まんとするも、力もて止む能わず」と言上する。これは、八字を人力では阻止できない天命として元后に認めさせようとする言上である。王莽は王莽の腹心の一人で、これまでに王莽の意向に沿う上奏を元后におこなっていた。⁽⁵⁾ 今回の言上も王莽の元后への意向を代弁するものと考えられる。さらに白石には、八字を天命とする意図的な装置が加えられている。このことは、白石の出現にも王莽の意向がかかわっていたことを推測させる。

白石の「上円下方」という形体が、その装置の一つである。「上円下方」は、天は動いて円を描き、地は静止して方形であるという宇宙構造を象徴している。このような形体をもつ白石は、まさに天がくだした瑞祥といえるのである。また「丹書」というタムも王莽が故意に用いさせたものと考えられる。「丹書」は戦国末の鄒衍以来、天のこゝとばが記されている瑞祥であつたのである。⁽⁶⁾ このようにして、八字は天命として装われたのである。

そしてこの白石の八字のように瑞祥(符)に記された天命を王莽とその腹心たちは「符命」とよび、その出現を以後の前漢篡奪の過程のなかでしばしば利用する。

王莽は以上をうけて「ただ撰と称して以て其の権を重くし、天下を填服せんと欲するのみ」と言上を結ぶ。王莽は

「撰」と称して己の權威を重くし、天下を安定にさせたいと願っているにすぎないというのである。ここに主張されているのは、撰政の地位のもとで、「皇帝と為る」ことが王莽の願いであり、それが天命であるということである。そして王莽のこの執政の説明として王莽は言上の際に周公の居撰踐阼を援用し、元后はその説明を受け入れていたと考えられる。というのは、元后は王莽の言上のとつぎのような詔をくだすからである。

後嗣劉嬰は「襁褓」にある年齢であり、至徳の君子を得なければ、天下は安定しない。王莽は世を異にしながら、周公と符節を合わせている。「丹石の符」を熟慮するに、「皇帝と為れ」ことは、「皇帝の事を撰行せよ」ということである。と、ここで元后は、「襁褓」にある劉嬰のために王莽がとるべき執政を王莽と符節を合わせる周公の執政に求めている。ここに周公の居撰踐阼が示される。「襁褓」にある成王のために周公がとつたそれは、成王と同じく「襁褓」にある劉嬰のための王莽の執政の模範といえるのである。元后はこうした王莽の執政を「丹石の符」の天命と認め、それを「皇帝の事を撰行せよ」と表現しているのである。

かくて元后は詔を「其れ安漢公をして撰に居り祚を踐むこと、周公の故事の如からしむ」とつづけ、「周公の故事」、

すなわち周公の居撰踐阼にもとづく居撰踐祚を王莽に許すとともに、居撰踐祚する王莽のための儀礼の検討を群臣に命じる。こうして王莽の居撰踐祚は正式に決定する。

三 群臣の上奏（一）―『尚書』『君爽』解釈

王莽が居撰踐祚するにあつての儀礼はもとより皇帝の儀礼全般にわたるとともに、周公の居撰踐阼にもとづくものでなければならぬ。「周公の故事」のもとに居撰踐祚が王莽に許されたのであるから、王莽のそれも周公の居撰踐阼を模範とする必要があるのである。かくて群臣は元后の要請に応ずる上奏において、周公の居撰踐阼が具体的に示されていたと考えられる『尚書』のなかの周初の諸篇に注目し、居撰踐祚する王莽のための三つの儀礼を提議する。以下、これを詳細に検討しよう。

群臣は上奏を「太后の聖徳は昭然たれば、深く天意を見、詔して安漢公をして撰に居らしむ」とはじめ、¹⁾「深く天意を見る」とは、元后が白石の八字を天命として解したことを指す。群臣は居撰踐祚を命じる元后の詔の内容をくりかえしているのである。それ故に、群臣がここでいう「撰に居らしむ」には踐祚も含まれている。

このような前置きをして、群臣は周公の居撰踐阼につい

ての論述に入つてゆく。

まず群臣がおこなうのは、周公の居撰踐阼が周初の史実であつたことを『尚書』に徴する論証である。そのために群臣がとりあげるのは、周公の居撰の意図である。「臣聞く」とのべて、それをつぎのように説く。

崩御した武王を嗣いだ成王は幼少であり、周が王道を成就できなかったとき、周公が「権して」——その事態に即応して、「撰に居る」ことになつた。かくてこそ周は王道を成就できたのであり、周公の居撰がなかつたならば、周は天命を失墜していただであらう、と。群臣は周公の居撰を王道の成就という、周にくだつていた天命を保持するためにとられた権道と解しているのである。

こうして群臣はつぎに、「君奭」一篇をとりあげる。

「君奭」は周公が召公奭を説得する一篇であり、その劈頭にある「君奭よ」という周公のよびかけをとつて篇名としていた。そうしたなかで、群臣がここで特に引く周公のことは、「我が事を嗣ぐ子孫、大いに上下を共しくすることばは、」前人の光を過失し、家に在りては命の易わらざるを知らず。天応に業くべきは諷にあれば、乃ち命を亡隊わん」である。我が周を嗣ぐ子孫たる成王が天命の保ちがたしいことを心得ていなければ、周は天命を失うであらう、と

周公はいうのである。ここには、周公が天命の保持を自らの課題としていたことをうかがいうる。そしてこれは、さきの居撰の意図に対する論述と重なっている。すなわち群臣は、周公のことばをつぎのように解して引いていたといえるのである。周公が権道としてとつた居撰を召公に納得させるために、その意図を告げることばである、と。

群臣はつづいて、「説に曰く、周公は天子の冕を服し、南面して群臣を朝し、号を発し令を施して、常に王命と称す。召公は賢人なれども、聖人の意を知らず。故に説ばざるなり、と」とのべる。この「説」は「君奭」の引用のあとをうけているのであるから、当時の「君奭」にかかわる学説と考えられる。そしてその内容はつぎのようである。周公は天子の冕をつけ、南面して群臣を召見し、そのとき常に「王命」と称していた。こうした周公の意図を知らなかつた召公は快く思わなかつた、と。これによると、周公の踐阼を召公に納得させるのが「君奭」一篇であるということになる。

すなわち、群臣は「君奭」作成の事情にかかわる二つの解釈を併記し、権道としての居撰が踐阼することでもあるとの解釈を示していたのである。

ただし以上には、補うべきことがある。

前漢の後半期になつた「書序」は「君爽」作成の事情を説いて、「召公、保と為り、周公、師と為り、成王を相けて左右と為る。召公、説はず。周公、君爽を作る」という。これはつぎのように解されるものである。撰政から退いた周公が成王の親政後も三公の「師」として臣位にとどまっていたことを、同じく三公の「保」にあつた召公が不快に思っていた。かくて周公は召公を説得するために「君爽」をつくつたと。群臣の解釈はこれとは異なつていたのである。しかしその一方で、『史記』「燕召公世家」には

「成王既に幼ければ、周公政を撰し、國に当たり阼を踐めば、召公之れを疑う。君爽を作る。君爽は周公を説はず」とある。群臣の解釈は、『史記』のこのような記述に淵源を求めることができるのである。

さて群臣はつぎに、さきの「君爽」作成の事情を補うために、「礼明堂記」に、周公、諸侯を明堂に朝せしめしとき、天子、斧依を負い、南郷して立つと曰うは、周公、天子の位を踐み、六年に諸侯を朝せしめ、礼を制し樂を作り、天下大いに服するを謂うなり」とのべる。傍点部分ともに『礼明堂記』——『礼記』「明堂位」の経文である。ここで群臣は、その経文自体がつぎのようなことを示していたと指摘している。「諸侯を明堂に朝せしめしとき、天子、斧依

を負い、南郷して立つ」は「六年に諸侯を朝せしむ」を具體的にのべる経文である。その「六年」に周公ははじめて「天子の位を踐む」——踐阼し、明堂において天子の位置に坐して諸侯を謁見したのではない。踐阼の「六年」にそれはおこなわれたのである、と。

群臣はこれをふまえて、「君爽」作成の事情にもどり、「召公、説ばざれども、時、武王崩じ、纒纒未だ除せず」という説明を加える。召公は不快としたものの、武王が崩御して喪もまだあけていなかったときに即応するために、周公は居撰のままだちに踐阼したものである。ここには、撰政就任と同時に周公は踐阼していたとの群臣の解釈が示されている。かくて群臣は「是に由りて之れを言え、周公始め撰するとき、則ち天子の位に居れば、乃ち六年にして阼を踐むには非ず」と結論づける。

こうして群臣は、「君爽」にもとづいて周公の居撰踐阼を周初の史実としたのであつた。そしてここから周公の居撰踐阼を模範とする王莽のための儀礼の一つめが導きだされる。天子の韍冕をつけ南面して群臣の謁見をうけるなど天子の制を以て政事を聴くことが、それである。

四 群臣の上奏(2) — 逸『書』「嘉禾」の佚文

周公の居撰踐阼を『尚書』に徴する論証のあと、群臣は「書逸の嘉禾篇に曰く、周公、鬯を奉げ、阼階に立ち、延かれて登る。賛曰く、仮王、政に莅み、勤めて天下を和せり、と。此れ周公、政を撰するとき、賛者の称うる所なり」とのべる。ここには、周公の居撰踐阼に対する群臣の見解が示されている。

まず群臣が引く逸『書』の「嘉禾」の経文をとりあげるが、それには「嘉禾」がどのような一篇であったのか、という一点の確認が必要である。

「嘉禾」一篇は、戦国末にあつたとされる『尚書』百篇の篇目にあり、またその位置も現存の『尚書』の周初の諸篇と並んでいるが、前漢には伝わらなかつた。ただし作成の経緯についてはわかる。司馬遷が「魯周公世家」においてつぎのようにそれを詳述している。

武王の崩御後、まもなく周公の兄弟の管叔・蔡叔、殷の紂の子の武庚らが東の淮夷を率いて叛乱をおこした。周公は「成王の命」を奉じて東征を奉行した。管叔・武庚を殺し蔡叔を追放し、さらに淮夷を平定して東方の諸侯を安んじた。天下の諸侯は周を宗室として仰ぎ、天は瑞祥をくだ

した。その瑞祥は成王の弟の唐叔が得た二莖一穗の嘉禾である。唐叔は嘉禾を成王に献上したが、成王は周公にこそくだされた瑞祥と考へ、東土にあつた周公におくつた。ここで司馬遷は「周公既に命禾を受け、天子の命を嘉す。嘉禾を作る」と記す。「嘉禾」は、嘉禾を得た周公が天子成王の恩命を嘉した一篇であるというのである。

このようななかで、成王には嘉禾を献上できる弟唐叔がいることに注目すると、成王は「襁褓」にあるはずはなく、すでに即位しうる年齢に達しており、また即位してもいるといえる。それ故に周公は「成王の命」を奉じ、天子成王の恩命を嘉することができる。すなわち「嘉禾」作成のとき、周公は天子成王の撰政に就いていたと考えられるのである。また「書序」にも「周公既に命禾を得、天子の命を旅ぬ。嘉禾を作る」とある。『史記』以後、「嘉禾」作成における周公の執政は撰政説で説かれることについては異説がなかつたのである。

しかし群臣は、「嘉禾」の経文を周公の居撰踐阼の論述に資するものとして引いている。このことは、以上のような「嘉禾」作成の経緯が無視されているということである。群臣は「嘉禾」の経文をそれ自体で完結した記述として引いているのである。

では「嘉禾」の経文を見ることにしよう。

周公がささげる鬱鬯の酒は、周の天子が宗廟の祭儀のなかで祖霊をよび下ろす裸礼に常用するものである。⁸⁾とすると、周公は天子のみに許される宗廟をおこなったということになる。

つづく「阼階に立ち、延かれて登る」も、このような祭儀にかかわる記述である。『礼記』『曲礼下』の「天子、阼を踐み祭祀に臨む」によれば、宗廟の祭儀、天地山川の諸神を祀るとき、天子は廟堂・郊壇の阼階より升るとされているのである。

そして「贊曰く、仮王、政に莅み、勤めて天下を和せりと」は、阼階に升ることを促す、祭儀執行の介添えにあたる「贊」―「贊者」が讃えることばである。これによつて、「仮王」の称谓を以て周公が天下の安定を祖霊に告げるために宗廟の祭儀をおこなったことがわかる。

とすると、「嘉禾」の経文における周公の執政の基本的な立場は「仮王」の称谓に集約しているといえる。それ故に、群臣は「嘉禾」の経文に対する説明のなかで「仮王」の意味をとりあげることになる。ただしこれを論じるにあたっては、つぎのことを指摘しておく必要がある。

それは、戦国期から前漢初までの周公の執政を説く文献

の記述において「仮王」を以て周公を指している例はないことである。「仮王」は秦漢の際における現実の政治の舞台で用いられていた諸侯の称号であつたのである。たとえば陳王に即いた陳渉が盟友の呉広に「仮王」をあたえ（史記陳渉世家）、また斉を滅ぼした韓信がその「仮王」となることを漢王劉季に求めた（史記淮陰侯伝）。これらの「仮王」は諸侯の王として正式に即位する「真王」に対する称号といえるのである。

「仮王」がこのようであると、それをを用いる「嘉禾」の経文は「嘉禾」の原文ではなく、前漢に入つてからの偽作になるものと考えられよう。ここではこの問題に深入りしないが、「仮王」が「真王」に対する称号といえることはあとの論述においては考慮する必要がある。

では群臣が「嘉禾」の経文を説明する「此れ周公、政を撰するとき、贊者の称うる所なり」を論じることにしよう。これは「贊者」の贊辞を特に説明するものであるが、主旨は「仮王」を撰政としての周公の称谓と解することにある。この「仮王」を居撰踐阼説のなかにおくことによつて周公の居撰踐阼に対する群臣の見解はあきらかとなる。

居撰踐阼説は成王の即位を設定するものではなかった。

しかし成王は本来即位すべきであるから、「真王」といえ

る。この成王に対する「假王」の称谓で周公が摂政に就き、さらに天子に即位していたとするとおかしなことになる。周公の踐阼―天子即位もまた「真王」に即くことにかわりなく、「真王」が二人いることになるのである。そして「假王」の称谓は『尚書』に属する「嘉禾」の經文に記されている以上、周公がその称谓をもっていたことは史実であるといえる。

かくて群臣は、周公の居摂踐阼の踐阼をつぎのように考へていくことになる。それは天子即位ではなく、「假王」の称谓を以て天子の職務に従事することである、と。これは摂政説における周公の執政内容とかわらないが、成王の即位が設定されていないという一点で摂政説とは異なる。すなわち天子空位の状況のもとで、摂政の周公が天子の職務に従事することは実質、即位の天子としての執政であり、これは踐阼の本来の意味も斟酌されているといえるのである。

群臣のこの見解は、元后の詔をうけて周公の居摂踐阼を模範とする儀礼の提議の論述のなかで示されている。このことはつぎのようにいえる。群臣の見解は王舜が説き元后が受け入れた周公の居摂踐阼そのものであった、と。

さて以上から群臣は居摂踐阼する王莽のための儀礼の

二つめを導きだす。王莽が「假皇帝」と称して天・地・宗廟の祭儀をおこなうことが、それである。「假皇帝」の称谓は周公の「假王」にもとづいているのであるから、王莽の皇帝即位を示すのではなく、摂政としての王莽の称谓といえる。天・地・宗廟の祭儀は皇帝独占になるものである。劉嬰は成王に比擬されるのであるから、王莽の居摂踐阼はその即位は想定されてはいない。それ故に、王莽が天・地・宗廟の祭儀をおこなうことは実質の皇帝としての職務遂行といえる。

五 群臣の上奏(3)―『尚書』『洛誥』解釈

群臣はさらに周公の居摂踐阼を説明するために、周公の成王への国政の返還―「致政」(政を致す)に言及する。「成王、元服を加うれば、周公は則ち政を致す。書に曰く、朕、子に明辟を復さん、と。周公、常に王命と称し、専ら行って報せず。故に子に明君を復すと云うなり」とのべるのである。

ここで引かれている「朕、子に明辟を復さん」は、「洛誥」の經文である。「洛誥」はその結尾にある「七年」が周公の執政の期間として戦国期にすでに解されていたように、執政の七年めの「致政」を成王に告げる周公のことは

を記す一篇と認められていた。群臣が引く経文は、その一篇の劈頭にある周公が成王に「致政」の意思を成王に伝えることばである。

群臣はそれを「周公、常に王命と称し、専ら行いて報ぜず。故に子に明君を復すと言うなり」と説明する。これは単に「明辟」を「明君」に置き換えるだけのものではない。「周公、常に王命と称し、専ら行いて報ぜず」は、周公の七年間の執政が「明辟」といえる理由を説明しているのである。後半の「専ら行いて報ぜず」に注目することによって、それはあきらかとなる。

いまかりに成王は即位し周公がその撰政に就いていたとしよう。周公が「王命」と称して政治を執行するならば、この場合、周公は天子成王に一々その許可を求めて成果を報告しなければならぬであろう。「専ら行いて報ぜず」は、そのようなことが不必要な地位に周公がいるということである。ここに周公の居撰踐阼が示される。周公の踐阼が「専ら行いて報ぜず」を可能とするのである。居撰のままに踐阼していたから、周公は自らの執政を総括して「明辟」といえたとするのが、群臣の説明であつたのである。

要するに群臣は、ここでも周公の居撰踐阼を『尚書』に徴する論証をおこなっている。しかしその居撰踐阼はすで

に詳述したように、居撰踐阼説をそのまま襲うものではなかつた。

さて以上の群臣の論述から、王葬のための三つめの儀礼が導きだされる。民や官吏は王葬を「撰皇帝」とよび、王葬自身は「予」と自称して国政を裁可し、その命令を皇帝と同じように「制」とよぶことが、それである。国政に関する儀礼については、「王命」と称する周公に執政にもとづいてるといえるが、「撰皇帝」の称謂、「予」の自称はなぜここに示すことができるのであろうか。

「撰皇帝」については、「洛誥」が「致政」を成王に告げる周公のことばを記す一篇であつたことにかかわる。居撰踐阼説において、周公が踐阼—天子即位から退き、それまで執政を成王に返さなければならなかつたのは、その踐阼が居撰のままにおこなわれるものであつたからである。撰政の地位が「致政」を成立させていたのである。これに対して群臣の解する周公の居撰踐阼における周公の地位は撰政にとどまつている。周公には「仮王」の称謂があたえられているが、「致政」は当然この撰政という地位にもとづいておこなわれる。とすると、「洛誥」に記される成王への「致政」をのべる周公のことばは、撰政の地位のもとで発せられているといえる。群臣はこれに倣つて「撰皇帝」

の称谓を示していた、と考えられるのである。

「予」については、「朕、明辟を復す」のあと、幼少の成王では天下を安んぜよとの天命は成就できなかったとすることばにつづけて、周公がのべる「予、乃ち保んずるを胤ぐ」に対する、つぎのような解釈から導きだされていたと考えられる。これは「君爽」にある周公のことばと同じく、天命を継ぐために居撰するとともに踐阼した意図をのべることばである。したがって「予」は居撰踐阼にもとづく周公の自称である、と。

六 居撰三年の王莽の上奏

居撰踐阼する王莽のために提議された三つの儀礼を元后は「可」とする。明年、年号は居撰に改められる。

居撰元年（後六）の正月、王莽は上帝を南郊に祀り、春を東郊に迎え、明堂における大射の礼などをおこない、三月、劉嬰を皇太子に立て「孺子」と号して居撰踐阼をはじめめる。

こうして王莽は実質上の皇帝の地位を獲得したとはいえ、その正式な地位は撰政であった。かくて王莽はつぎに、撰政の地位のまま皇帝に即位して、それを前漢篡奪の実現へのステップとする。これに利用されるのが本来の居撰踐阼

説である。

ただしこのような王莽の企てには、天命の再度の出現が必要である。天命にしたがういまの居撰踐阼の執政を改めることができるのは、唯一天命だけであったからである。

居撰三年（後八）、「天公」が告げた「撰皇帝、当に真と為るべし」という「符命」出現の報告が王莽にあった。王莽はこれについて元后に上奏するなかで、「尚書の康誥に、王若く曰く、孟侯よ、朕の其の弟の小子封よ、とあり。此れ周公、居撰して王と称する文なり」とのべ、居撰した周公が王と称していたことを指摘する。これは居撰踐阼説の周公の居撰踐阼をいい、これまでの周公の居撰踐阼は退けられたのである。

そして王莽はつぎに、このような周公の例を模範としないと元后にのべて、自らの称谓を改める提議をおこなう。神祇に仕え元后に奏言するときは「仮皇帝」と称するが、天下に号令するときは「撰」を除く、と。王莽は「仮皇帝」の称谓も用いるところが周公の場合と異なるのとのべて元后を説得しているのであるが、これはまやかしといえる。政治を執行するにあたって「撰」を除くことは、皇帝の称号を用いることである。それ故に、王莽の提議は皇帝宣言といってもよいのである。

要するに王莽は、「符命」が命じるのは摂政にいながらの自らの皇帝即位であるとし、その模範を周公の居摂踐阼に求めたのである。

ここに「符命」という天命によつて、あらたな政治体制が出現する。王莽は年号を初始に改め、居摂三年を初始元年とするのである。

王莽が前漢を篡奪しての皇帝即位を実現するためには、もはや周公の居摂踐阼を手段とすることはできない。それには終止符が打たれることになる。

初始元年、「金匱」の「符命」が出現する。「王莽、真天子と為れ。皇太后（元后）、天命の如くせよ」という⁽⁹⁾それによつて、十二月、王莽は皇帝に即き国号を新と定め、十二月朔を建国元年の正月朔とする。

王莽はこの月、涙ながら「孺子」の劉嬰に「昔、周公、位を撰し、終に子に明辟を復すを得るも、今、予独り皇天の威命に迫られて、意の如くするを得ず」と策命する。ここで王莽ははしなくも、周公の居摂踐阼が前漢篡奪のため的手段であったことをもらしているのである。

注

(1) 以下にのべる戦国期から王莽期にいたる周公の執政

にかかわる説の変遷の大枠は、顧頡剛「周公執政称王——周公東征史実考証之二——」（文史、第二三三号、中華書局、一九八四）参照。

(2) 天子の即位のとき、堂の東階の阼より升ったので、天子即位を踐阼という。

(3) 以上の王莽が周公に比擬する過程については、東晋次『王莽——儒教の理想に憑かれた男——』（白帝社アジア史選書、二〇〇三）参照。

(4) 以下に引く詔勅・上奏などは全て『漢書』『王莽伝』にある。
(5) たとえば、元始四年に宰衡の称号を王莽に賜予するよう元后に求めた上奏があげられる。

(6) 拙稿「太平と河図・洛書——前漢武帝期の太平国家の構想——」（東方宗教、八十号、日本道教学会、一九九二）参照。

(7) 周公の居摂踐阼に対して、王莽の場合は天子の位を意味する「祚」を用いて居摂踐祚といい、表記上区別されている。

(8) このような裸礼については、『礼記』『郊特牲』『祭統』『周礼』『春官・大宗伯』などの経文に記述がある。

(9) 安居香山「王莽と符命」（緯書の基礎的研究、漢魏文化研究会、一九六六）は、この内容を詳論している。

（香川大学）